

EM-3060

お客様各位

2019年12月25日
株式会社ファースト
営業本部

外国為替令及び輸出貿易管理令に対する政省令等改正への弊社対応について

2019年11月22日、経産省より輸出貿易管理令の一部を改正する政令が公布されました。外国為替令別表および輸出貿易管理令別表第1については2020年1月22日施行となっております。

改正施行日以降に輸出予定の場合は最新の政令にて判定した資料を提出させていただきます。ただし購入品につきましては各メーカーの対応状況に従うこととなります。なお、改正日前後は資料の提出に通常よりもお時間を頂く場合がございますので予めご了承下さい。

法令に関する情報は、経済産業省のホームページにてご確認下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

弊社お問い合わせ先
株式会社ファースト 営業本部
E-Mail : sales@fast-corp.co.jp
TEL : 046-272-8682